



6月定例町議会

# 税条例の改正など 12議案が可決

6月17日から8日間の日程で6月定例町議会が開かれました。  
今議会では、税条例の一部改正や体の不自由な人やねたきのお年寄りに対する福祉手当の増額、予算の補正など12議案が審議されいづれも原案どおり可決承認されました。内容は次のとおりです。  
(一般質問の内容は来月号に掲載します。)

●専決処分の承認(2件)

○町税条例の一部改正

低所得者の税負担を軽減するため非課税限度額が引き上げられました。

このほか、平成6年度に実施される固定資産の評価替えに伴い、土地に対する固定資産税の負担の調整措置を講じるため、所要の規定の整備が行われました。

○国民健康保険税条例の一部改正

税負担の調整を図るため課税限度額を4万円引き上げ50万円としました。  
また、税の軽減を行う基準も

引き上げられ低所得者への配慮がなされました。

●横芝町国民健康保険税条例の一部改正

課税限度額が引き上げられたため所得割の税率が引き下げられました。

●横芝町在宅重度精神薄弱者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の一部改正

●横芝町ねたきり老人福祉手当支給条例の一部改正  
いずれも県補助基準額が引き上げられたことにより月額1万2100円が1万2380円に増額されました。

●議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正

地方自治法施行令の改正に伴い、議会の議決に付すべき工事又は製造の請負予定価格が3千万円から5千万円に改められました。

●議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

●特別職の職員の給与及び旅費

等に関する条例の一部改正  
●横芝町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

特別職報酬等審議会の答申を受け、議員の報酬及び特別職の職員の給料が引き上げられました。  
また、特別職の給与改定に準じて教育長の給料も引き上げられました。

なお今回の改正では議会の議員報酬及び町長の給与については、平均1・21%の引き上げ率ですが、助役、収入役、教育長の給与については、郡内町村間で不均衡が生じていたため、この調整を行いましたので今回限り前者と異なります。

議長	26万5千円 (26万2千円)
副議長	22万7千円 (22万4千円)
議員	21万円 (20万7千円)
町長	75万3千円 (74万4千円)
助役	61万7千円 (60万8千円)
収入役	57万2千円 (54万9千円)
教育長	55万円 (52万円)

●千葉県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議  
公平委員会の共同設置団体で